



社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の写真 ~ フランクフルト ハーン空港】

ヨーロッパのハブ空港の一つであるフランクフルト国際空港。実はもう一つフランクフルトにはハーン空港というのがあります。120キロも離れた郊外にあるのにフランクフルトを名乗っていることにまず驚きですが、就航している世界最大格安航空会社ライアンエアーの安さも驚異的。欧州内は片道数千円程度で、路線も充実しています。空港まで遠い上、深夜早朝発着など不便ではありますが、実際に乗ってみたところ定刻発着で思いのほか快適。ライアンエアー乗り入れのお蔭でハーン空港は旅客者数でドイツ国内の空港ベスト10に入るとのこと。格安航空会社が地方空港の救世主であることはドイツも日本も同じようです。

【今月のトピックス】

- 今月の写真~フランクフルト ハーン空港
- 平成 26 年4月1日から テレワーク（在宅勤務）導入企業への助成金スタート
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク~不思議総合研究所より~
- 人事労務ご担当者のためのお仕事カレンダー
- セミナー情報



平成 26 年4月1日から テレワーク（在宅勤務）導入企業への助成金スタート

テレワーク（在宅勤務）制度を新たに導入する企業を対象に経費の2分の1を補助する助成金が平成26年度から創設されます。多様な働き方を認めることで、人口減少時代の労働力確保につなげる狙いで、既存の「職場意識改善助成金」に「テレワークコース」を追加する形で創設され、終日の在宅勤務を週1日以上頻度で認める中小企業が対象となります。

基本助成

在宅勤務の導入にかかる初期投資の2分の1。
上限100万円。

追加助成

在宅勤務の目標の達成により、助成額を4分の3まで引き上げ。上限150万円。

< 参考 > (URL は短縮しています)

職場意識改善助成金

テレワークコースの新設について(厚労省)

<http://goo.gl/9C71xm>

職場意識改善助成金テレワークコースの新設
26年度予算額 502,500千円(0円)

世界最先端11国調査において、2020年にはテレワーク導入企業を3倍、週1日以上終日在宅で就業する雇用員在宅ワーカー数を全労働者数の10%以上にすることが宣言されるなど、政府全体でテレワークの導入促進策を実施することとされたことを受け、職場意識改善助成金にテレワークコースを新設し、テレワークの導入経費等を助成することとする。

26年度

【助成目的】
週1日以上終日在宅でテレワークを導入する企業に対して導入経費等の一部を助成

【助成対象】
テレワーク導入経費・テレワーク運用経費(事業実施計画期間中に限る)
導入のためのコンサルタント費用など

【基本助成】
導入経費の2分の1

【追加助成】
一定の期間中(1月から6月の間で計画に定めた期間)にテレワーク実施対象労働者(事業実施計画に定めた者)の全員が少なくとも1回は終日の在宅勤務を実施した場合であって、対象労働者を平均して終日在宅でテレワークを週1日以上実施した場合は4分の1(合計4分の3)を追加助成
最大4分の3助成

上限額
対象労働者(計画段階)1人あたり
基本助成成分の場合4万円(1企業当たり100万円)
追加助成を受けた場合8万円(1企業当たり180万円)

【支給認定者】
厚生労働大臣
※他のコースは都道府県労働局長

【お気楽OL A | 子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラの AI 子（アイコ）に手を焼く先輩 U 子（ユウコ）。今月は何が！？



第 23 回：産前産後休業期間中の保険料の免除

（健康保険法第 159 条 3、厚生年金保険法 81 条の 2 の 2 他）

平成 26 年 4 月 1 日より、これまで育児休業期間中にしか適用にならなかった保険料の免除が、産前産後休業期間中にも適用されることになりました。

先輩 U 子：「あらめずらしい、産休に入った K 子からメールだわ。えーと、なにに？無事、出産しました。つきましては、出産手当金や育児休業給付金、それと今年の 4 月から産前産後休業期間中も保険料が免除になると聞きましたので、諸々の手続きをお願いします…だって。」

総務担当者：「そういえばそうですね。産前産後の期間も保険料が免除になるんだっただわ。さっそく手続きしないと。まったく、保険料だの手続きだのしょっちゅう変わるからこっちもついてくのが大変ですよー」

お気楽 AI 子：「えっ？そうなんですか？なんか子供産む人だけ次から次へと手厚く保護されて、わたしみたいにこんなにマジメに働いて忙しくてカレシも見つける時間がない人が報われないってひどい世の中だわー。ますます早いとイケメン捕まえて子供産まなきゃ！！」

先輩 U 子：「ホント、AI 子、イケメンでもなんでもいいからソッコー捕まえて休んでほしいよ。あなたの仕事、どんだけわたしがフォローしているか…」

少子化対策の一環として、産前産後休業期間中の社会保険料も免除されることになりました。これは平成 26 年 4 月 30 日以降に産前産後休業が終了となる方が対象です。日本の少子化を食い止めるためといわれるこの施策、悪くはないですが、保険料を払わなくても将来の年金額には反映されることになります。ただでさえ財源が苦しいといわれている年金制度、こんなに大盤振る舞いしてしまって大丈夫なんですかね！？



コーヒブレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

阿蘇山（熊本県阿蘇市）

九州には数多くのパワースポットがあるといわれていますが、その中でも有数のパワースポットといわれ、世界中からパワースポットめぐりをしに来るといわれているのが、この阿蘇山！この地域は、「肥の国」「火の国」と昔からいわれるだけあって、確かにここは、火のパワーがすごいです。

火山ガスの状況に応じて立ち入りゾーンが規制されることがあるというこの阿蘇山。石関が行った時も、最初は規制されていて火口近くには入れませんでした。が、ねばること 1 時間近く。わたしの怨念が通じたのか、なんと規制が解除。ベスポジをゲットすべく、ダッシュで走って行って火口に最大限、近寄れるポジションをキープ！確かに、遥か下の方に見える緑色の沸き立つ火口をじっくり見ながら、硫黄の臭いを嗅いでいると、どこからともなくリセットできるパワーが湧いてきます。自分にとって不要な、いろいろなものが燃やし尽くされ、気分一新、あらたにゼロからのスタートを幸先よく切れることうけあいです！世界で唯一、活動中の火口を間近から見る事ができるといわれているこの阿蘇山頂。なにかに迷った時はここに足を運んでみてください。必ず、力強い炎のパワーがもらえますよ！！



阿蘇山頂の火口。
見るだけで力が湧いてきます。



人事労務ご担当者のための
4月のお仕事カレンダー

日付	4月の業務内容
4月10日(木)	一括有期事業開始届(建設業)届出 参考:電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/2m2Qw (URL 短縮)
4月10日(木)	3月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考:国税庁 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
4月15日(火)	給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 参考:電子政府の総合窓口イーガブ http://goo.gl/UXFpz (URL 短縮)
4月30日(水)	3月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考:日本年金機構 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
4月30日(水)	労働者死傷病報告書の提出(休業4日未満の1月~3月の労災事故について報告) 参考:厚労省 http://goo.gl/cFU1Xr (URL 短縮)
4月30日(水)	預金管理状況報告 参考:厚労省 http://goo.gl/kcwmC9 (URL 短縮) 安全衛生教育実施結果報告 参考:厚労省 http://goo.gl/CYQMhP (URL 短縮)

《今月の確認事項》

- *平成26年度の雇用保険料率は平成25年度と同様です。
- *平成26年4月より産前産後休業中の社会保険料が免除となります。

【いしげきのセミナー情報】☆4月開催予定☆

★平成26年度倫理経営講演会~港区倫理法人会で、石関が講演会の司会を務めさせていただきます!

日 程:4月4日(金)午後6時30分~午後9時00分
場 所:JALCITY 田町・東京 鳳凰の間 東京都港区芝浦3-16-18
会 費:講演のみ2,000円 講演+懇親会 6,000円

★派遣元責任者講習会~労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅!~

日 程:4月9日(水)午前10時00分~午後5時00分
会 場:新宿センタービル46階 エイジェック内
受 講 料:一般:8,000円 / 登録会員:7,000円 (教材費、税込) (お申込みの際、阿河または石関の紹介とお伝えください。登録会員扱いとなります)

＜お問い合わせ・ご相談＞

「社労士 AI 通信」のバックナンバー(第1号~22号)をご希望の方は、下記、アドレスまで遠慮なくご連絡ください。労務についてのご相談もお待ちしております!

いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI (エーアイ) 通信・第23号」はお楽しみいただきましたでしょうか。暖かくなり、桜の時期になりました。毎年この時期はウキウキしますが、4月から消費税がアップし、しばらくは混乱と買い控えの日々が続くかもしれません。みなさまのお仕事や生活に大きな影響がありませんように!「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、また来月お目にかかります!!

社労士 AI 通信編集 阿河 敬子
特定社会保険労務士 休業中
2012年12月よりドイツ フランクフルト在住

